

1 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 県内に所在する以下に掲げる事業所・施設の設置者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）
- (2) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う設備を所有する者
- (3) 県税の滞納がない者
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所等のエネルギー（電気、ガス等）の使用量を把握することができない者でないこと。

<対象事業所・施設一覧>

施設区分	事業所・施設	
社会福祉施設	高齢福祉関係	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
	障がい福祉関係	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度包括支援事業所、同行援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、医療型障害児入所施設、自立生活援助事業所、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所
	生活保護関係	救護施設、社会事業授産施設
その他施設	高齢者福祉関係（上記の社会福祉施設以外の施設等）	訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス及び通所型サービスに限る。）
	医療関係	病院、医科診療所、歯科診療所、助産所、薬局、歯科技工所、施術所
	養成所関係	看護師等養成所（保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所）
	その他	医薬品店舗販売業の許可店舗（中小企業者等に限る）※ ※中小企業支援法第2条 第1項第1号から第4号で規定する会社、個人事業主等 ただし、みなし大企業を除きます。【Q&A Q8参照】

## 2 補助対象設備

補助対象設備は、別紙（対象設備一覧）に記載の①省エネ設備（更新または新規導入（増設は除く））②再エネ設備（新規導入（増設は除く））で、規格及び概要を満たし、かつ省エネ性能に関する基準を満たすものとします。

## 3 補助対象経費

2の補助対象設備の更新等に必要な経費を対象とします。（詳細は以下のとおり）  
ただし、消費税及び地方消費税相当額は除きます。

### ○補助対象となる経費

項目	内訳
① 設備費	補助対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要な経費 （例）換気機器、空調機器、その他事業実施に必要不可欠な付属機器（リモコン、フード、化粧パネル等）
② 工事費	補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費（補助対象設備の導入等に係る設計に必要な経費を含む） （例）労務費、材料費、機器搬入費、機器据付費、基礎工事、配電・配管工事、直接仮設費、共通仮設費、現場管理費、断熱・保温等の設置工事に要した費用、総合試験調整費、立会検査費、配管耐圧検査費、真空乾燥調整費、冷媒ガス及び充填作業費、養生費、天井等解体及び復旧費、点検口取付費等
③ 処分費	既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費 （例）既存設備の撤去・処分のための工事に要した費用

※中古設備の導入については、補助対象ではありません。

※過剰と見なされるもの、増設されるもの、将来用・兼用・予備用のものに要する経費は対象ではありません。

※各項目の費用について、補助事業を行うために必要かつ不可欠であることの証明は補助事業者の負担とします。  
証明できなかったことによる不利益について、県は一切の責任を負いません。

### ○補助対象とならない経費

項目	内訳（例示）
① 設備費	リース料、計測機器又は装置、必要不可欠とは言えない付属機器等
② 工事費	安全対策費、土地の取得・賃貸・管理等に要する費用、道路使用許可申請費用、本事業と直接関係のない工事・設計に要した費用等
③ 処分費	本事業と直接関係のない設備機器等の撤去・処分に要した費用
④ 諸経費	一般管理費、諸経費（準備費、仮設物費、安全費、保証料、試験調査費、整理清掃費、機械器具費、運搬費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、役員報酬、動力用水光熱費、その他）、補助事業経費の積算に関する費用、長野県に提出する申請書類等の作成費用等

#### 4 補助事業実施単位について

【医薬品店舗販売業許可店舗以外の事業所等】 1事業所・施設ごと

【医薬品店舗販売業許可店舗】 店舗設置者の単位ごと（1法人ごと）

なお、同一建物内に複数の事業所等が所在する場合は、当該事業所等のうちのいずれか1つが事業を実施することとしてください。【Q&A Q7参照】

#### 5 補助率・補助額

設備区分	施設区分	補助率等	補助額
省エネ設備及び下記を除く再エネ設備	社会福祉施設	4分の3以内	1事業所あたり 上限 500万円 下限 50万円
	その他施設	・対象経費150万円まで 3分の2以内 ・対象経費150万円を超える部分 2分の1以内	
太陽光発電システム（50kW未満、全量売電を除く）	社会福祉施設 その他施設	出力1kWあたり4万円以内 （50kW未満に限る）	

※補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てて申請してください。

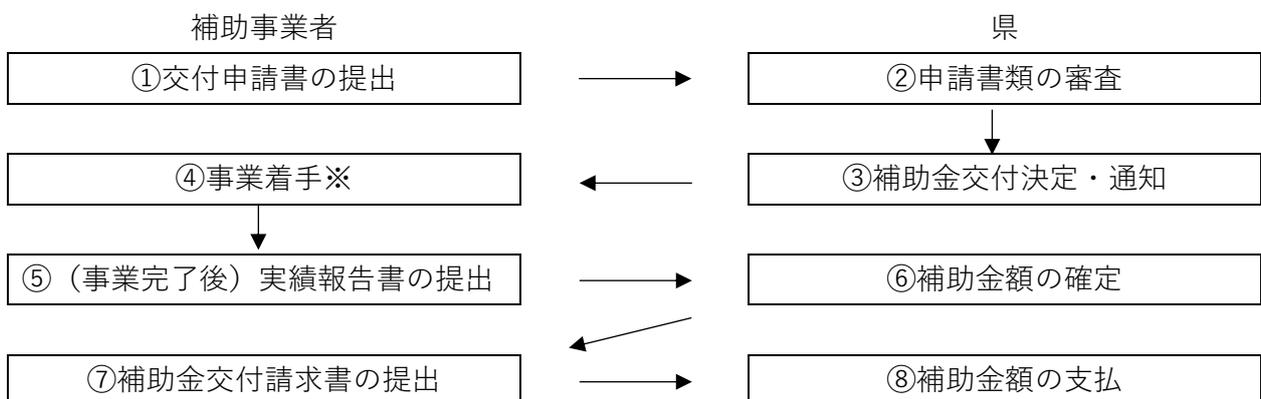
#### 6 申請受付期間

**令和5年12月18日（月）9時から令和6年2月9日（金）17時必着**

※申請期間内に予算額に達した場合は、受付を終了します。（事前予告はありません）

#### 7 申請の手続

##### (1) 補助金申請の流れ



※1 交付申請書の提出後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（交付要綱様式第7号）を提出してください。

ただし、届出書の提出は、交付決定を確約するものではありませんのでご注意ください。

なお、ここでいう「着手」とは、対象設備を実際に取り付けることだけでなく、対象設備の購入や取付け等の申し込みをすることも該当しますので十分注意してください。

## (2) 提出書類

- ・同一法人内で複数の事業所・施設が事業を行う場合は、★は法人ごと、その他は事業所施設ごと作成し、提出してください。（法人による取りまとめが難しい場合は事業所・施設単位での提出でも可とします。）

提出書類一覧	
1★	交付申請書（交付要綱様式第1号）
2★	<交付決定前に事業着手する場合> 交付決定前事業着手届出書（交付要綱様式第7号）
3★	事業所・施設別申請額一覧（交付要綱様式第1-1号）
4	事業実施計画書（交付要綱様式第1-2号）
5	対象設備確認書（交付要綱様式第1-3号）
6★	<建物の所有者と設備の設置者が異なる場合> 設備設置承諾書（交付要綱様式第1-4号）
7★	確認書（交付要綱様式第1-5号）
8★	<法人等全体の従業員数 <u>21人以上</u> の申請者> 長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）第12条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画の写し ※ <b>原本は提出先が異なりますのでご注意ください。（詳細は9参照）</b>
9	<法人等全体の従業員数 <u>21人未満</u> の申請者> エネルギーコスト削減等計画書（交付要綱様式第2号）
10	登記事項証明書（設備更新等を行う事業所・施設の不動産登記）
11	補助対象経費算定根拠となるもの（見積額、更新等を行う設備のカタログ）
12	設備更新等を行う建物の平面図、設備更新等の内容がわかる概略図等
13	設備更新等を行う建物が存する敷地内の配置図
14	設備更新等を行う建物、設備の状況が確認できるカラー写真 ※以下を参考に、補助対象設備の設置前・設置後の状況が確認できるように撮影してください。 【省エネ設備】・省エネ設備の更新等を行う前の建物、設備の状況が確認できる写真 ・省エネ設備の更新等を行う設置予定場所の写真 【再エネ設備】・屋根上に太陽光発電システムが載っていないことが確認できる写真 ・パワーコンディショナ設置予定場所の写真

## (3) 申請書類の入手方法

長野県公式ホームページからダウンロードしてください。

ホーム > 県政情報・統計 > 組織・行財政 > 組織・職員 > 長野県の組織一覧（本庁） > 健康福祉政策課紹介 > エネルギーコスト削減促進事業補助金

【URL】 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/2023energy2.html>

#### (4) 提出方法

・申請書類は、メール又は郵送により以下の提出先に提出してください。

	補助対象者	提出先	
1	高齢者施設	健康福祉部介護支援課 TEL（直通）026-235-7129,7121,7111 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp	〒380-8570 長野県長野市大字 南長野字幅下 692-2
2	障がい福祉施設	健康福祉部障がい者支援課 TEL（直通）026-235-7149 E-mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp	
3	保護施設	健康福祉部地域福祉課 TEL（直通）026-235-7130 E-mail chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp	
4	病院、医科診療所、 助産所、施術所、 歯科技工所	健康福祉部医療政策課 TEL（直通）026-235-7145 E-mail iryo@pref.nagano.lg.jp	
5	歯科診療所	健康福祉部健康増進課 TEL（直通）026-235-7112 E-mail kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp	
6	看護師等養成所	健康福祉部医師・看護人材確保対策課 TEL（直通）026-235-7142 E-mail ishikango@pref.nagano.lg.jp	
7	薬局	健康福祉部薬事管理課 TEL（直通）026-235-7157 E-mail yakuji@pref.nagano.lg.jp	

#### 8 留意事項

##### ○令和4年度・5年度に交付決定を受け事業を実施している事業者（完了を含む）について

すでに交付決定を受けた事業所・施設の申請はできませんが、それ以外の事業所・施設については、申請可能です。

ただし、同一建物内に、すでに交付決定を受けた事業所・施設がある場合は、申請はできません。対象かどうかご不明な場合は、個別にご相談ください。※Q&Aの7もご確認ください。

##### ○事業の実施時期について

補助対象事業は、交付決定日から令和7年2月末日までの期間に実施（完了を含む）してください。ただし、交付申請書の提出後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（交付要綱様式第7号）を提出し、事業に着手することが可能です。※本要領「7(1) 補助金申請の流れ」（3ページ）もご覧ください。

##### ○交付申請から交付決定までの期間について

提出された交付申請書が適正であり、必要な添付書類が揃っていることが確認できてから、概ね1

か月以内に交付決定の通知を送付します。(審査の結果、補助要件等を満たさない場合は、不交付決定の通知を送付します。)

#### ○その他

- ・必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。
- ・申請に当たっては、この要領のほか、交付要綱、Q & Aを十分に確認してください。

### 9 事業活動温暖化対策計画書の提出先等

#### ○作成に関する問い合わせ窓口及び提出先

事業活動温暖化対策計画書ヘルプデスク（中外テクノス株式会社）

TEL（直通）026-262-1793、026-262-1794

E-mail naganoco2@chugai-tec.co.jp

提出方法 電子メールにてご提出ください。

様式や制度の説明等

県HP（<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>）をご覧ください。